

高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援（以下「本事業」という。）の実施及び第5条に規定する経費に対する支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 高齢者・障害福祉分野の事業所の運営法人が、事業所で働く介護従事者に対し、市内の民間賃貸住宅・空き家・公営住宅等の借上げなどにより住宅を確保し、介護従事者を住まわせる場合に、住宅確保にかかる初期費用の一部を支援し、介護従事者の積極的な受入体制の強化を図るものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

2 事業所とは、別表に掲げるものをいう。

3 介護従事者とは、雇用期間を定めずに運営法人と労働契約を締結した常勤職員及びこれに準ずる常勤職員（以下「無期雇用常勤職員」という。）として、事業所の利用者と接し、介護又は支援する業務に従事する若しくは従事する予定の者をいう。ただし、在留資格がEPA介護福祉士候補者、在留資格「介護」、技能実習又は特定技能の外国人介護従事者においては、雇用期間が在留期間（更新予定含む）の満了までの場合も無期雇用常勤職員とみなす。

4 新卒職員とは、大学・短期大学・専修学校・高校を卒業（卒業見込み含む。）後に直ちに介護従事者として従事する者又は卒業後3年以内に介護従事者として従事する者をいう。

5 担い手向け住宅とは、事業所に勤務する介護従事者が居住することを目的として、事業者が民間賃貸住宅・空き家・公営住宅等の借上げなどにより確保した住宅をいう。

6 非営利法人とは、京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱第1条に定める法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等）をいう。

(交付対象法人)

第3条 京都市内で事業所を運営している法人であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 京都市内に担い手向け住宅を確保したこと。

(2) 第4条に定める介護従事者が、担い手向け住宅に入居したこと、又は、入居することが見込まれること。

(3) 交付時点において、介護保険法、老人福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく特別監査等を受けて結果が判明していない状態にないこと。

(担い手向け住宅に入居する介護従事者)

第4条 担い手向け住宅に入居する介護従事者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新卒職員
- (2) 事業所への就職等を機に市内へ移住した者、または、移住する予定である者
- (3) その他、市長が適当と認める者

(支援対象経費)

第5条 支援の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、第8条に規定する申請を行った年度内において、新たに担い手向け住宅を確保するために交付対象法人が負担した礼金、仲介手数料、リノベーション工事費、備品購入費用、その他市長が認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除くこととする。

2 交付対象法人が、介護従事者から経費の一部を徴収している場合は、支援対象経費から控除する。

(支援金の算定基準)

第6条 市長は、予算の範囲内において、担い手向け住宅1戸当たりの支援対象経費に1/2を乗じた金額を交付できる。ただし、1戸当たり20万円を上限とする。

2 前項の規定により得た金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 同一法人において、年度内に最大10戸まで支援金を申請できる。

4 1戸の担い手向け住宅に複数の介護従事者が入居する場合であっても、1戸当たりの支援額は第1項で掲げる金額とする。

(欠格条項)

第7条 第8条に規定する申請年度中に不正請求等による指定取消処分等の行政処分を受けた施設等に対しては、支援金を交付しない。

(交付申請)

第8条 条例第9条に規定する申請は、高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付申請書（第1号様式）に住宅確保支援事業計画書及び収支予算書（第2号様式）を添付して行わなければならない。

(交付決定通知)

第9条 市長は、第8条に定める申請の内容を審査し、交付の可否及び交付予定額を決定し、交付決定通知書（第3号様式）をもって、申請者に通知する。

2 交付決定に当たっては、非営利法人からの申請を優先したうえで、先着順とする。

3 第1項による交付が認められた交付対象法人が事業を中止、又は廃止した場合などは、次順位の申請者に対して交付を決定することができる。

(事業の条件等)

第10条 交付対象法人が支援金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 第8条の規定に基づき申請された内容を変更（条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合には、速やかに変更交付申請書（第4号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、申請する戸数を増加する場合については、増加する戸数について、第8条の規定に基づく交付申請を行うこととする。
- (2) 条例第11条第1項第2号の規定により、支援事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。
- (3) 条例第11条第1項第2号の規定により、支援事業等が当該年度内に完了しないとき、又は事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) この支援金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (7) 上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に返還させることがある。

(変更交付決定通知)

第11条 条例11条の規定による報告の内容が支援金の交付の決定の内容及び付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、変更を決定し、変更交付決定通知書（第5号様式）をもって、申請者に通知する。

(実績報告)

第12条 交付対象法人は、担い手向け住宅を確保し、介護従事者が入居した場合、又は、入居することが見込まれる場合は、事業実績報告（第6号様式）に高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援事業実施概要及び収支決算書（第7号様式）を添付して、当該年度の2月末日までに京都市長に提出するものとする。

2 事業実績報告は、担い手向け住宅1戸毎に提出するものとする。

3 市長が定める事業実績報告への添付資料として以下の各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 雇用（見込み）証明書（第8号様式）
- (2) 介護従事者が入居したことを証する住民票
- (3) 住宅確保に係る経費支払書（領収書等）
- (4) 担い手向け住宅の居室内の図面及び写真

- 4 第4条第1号に規定する新卒職員が入居する場合は、前項に規定する書類のほか、大学卒業に係る申出書（第9号様式）を提出するものとする。
- 5 第3条第1項第2号に定める介護従事者のうち、担い手向け住宅に入居することが見込まれる場合においては、担い手向け住宅に入居後、速やかに住民票を提出するものとする。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、事業の執行の状況等に関し、事業実施事業者から報告を求めることができる。

（支援金額の確定通知）

第13条 市長は、条例18条の規定による報告の内容が支援金の交付の決定の内容及び付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、交付額を決定し、交付額確定通知書（第10号様式）をもって、申請者に通知する。

（支援金交付の時期及び請求）

第14条 申請者は、前条による支援金額の確定後、市長に対し請求するものとする。

（支援金の返還等）

第15条 市長は、支援金の交付を受けたものが、次の各号に該当するときは、すでに交付した支援金の全部または一部の返還を命じることができる。

- (1) 第3条第1項第2号に定める介護従事者が、担い手向け住宅に入居するとして実績報告をしたにも関わらず、入居の見込みがなくなったとき。
- (2) 交付申請及び実績報告等に偽り、その他、不正の行為があったとき。

（補則）

第16条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、所管部長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金給付対象事業所

1 高齢者施設・事業所

入所系	特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、ケアハウス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

※ 各施設及び事業所における、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業も対象とする。

2 障害者施設・事業所

入所系	療養介護、施設入所支援、共同生活援助
通所系	生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
その他	地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、就労定着支援、自立生活援助

第 1 号様式（第 8 条関係）

高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名
	担当者
	電話番号 — —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、支援金の交付を申請します。	
事 業 所 名 称	
事 業 所 種 別	
事 業 所 所 在 地	
担い手向け住宅の確保予定数	
費 用 の 総 額	
交 付 申 請 額	
介護従事者の採用予定日（内示予定日）	
介 護 従 事 者 の 入 居 予 定 日	

住宅確保支援事業計画書及び収支予算書

1 採用に係る計画

従事予定事業所①	(事業所名)
	(住所)
	(採用予定数) 人
	(採用予定時期) 月 日
従事予定事業所②	(事業所名)
	(住所)
	(採用予定数) 人
	(採用予定時期) 月 日
従事予定事業所③	(事業所名)
	(住所)
	(採用予定数) 人
	(採用予定時期) 月 日
採用スケジュール	4 月
	5 月
	6 月
	7 月
	8 月
	9 月
	10 月
	11 月
	12 月
	1 月
	2 月
	3 月

2 担い手向け住宅（確保に当たり希望条件）

担い手向け住宅①	(希望場所 ^(※1))
	(戸数) 戸
	(賃料相場 (1 住戸当たり)) ☐ 3 万円未満 ☐ 3 万円以上 4 万円未満 ☐ 4 万円以上 5 万円未満 ☐ 5 万円以上 6 万円未満 ☐ 6 万円以上 7 万円未満 ☐ 7 万円以上
	(介護従事者負担額) 円
	(法人で購入予定の家具・家電等及び費用 ^(※2))
	(物件を探す方法)
担い手向け住宅②	(希望場所 ^(※1))
	(戸数) 戸
	(賃料相場 (1 住戸当たり)) ☐ 3 万円未満 ☐ 3 万円以上 4 万円未満 ☐ 4 万円以上 5 万円未満 ☐ 5 万円以上 6 万円未満 ☐ 6 万円以上 7 万円未満 ☐ 7 万円以上
	(介護従事者負担額) 円
	(法人で購入予定の家具・家電等及び費用 ^(※2))
	(物件を探す方法)

(※1) 具体的な場所が決まっていない場合は、行政区や事業所からの距離などの担い手向け住宅の確保予定場所などを記載ください。

(※2) 必要に応じ、行追加のうえ記載ください。(別紙でも可)
 金額が確定していない場合は、概算の費用を記載ください。

3 収支予算書（住宅の確保に関する費用）

収入		支出	
法人負担額		礼金	
本市支援金額		仲介手数料	
介護従事者負担額		リノベーション工事費	
その他		その他	
収入合計		支出合計	

京都市指令 第 号
年 月 日

高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付通知書

様

京 都 市 長
(担当：)

年 月 日に申請のありました高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 交付の可否 ☐交付 ☐不交付（理由 ）

2 交付予定額 金 円

3 交付対象住戸数 戸

4 交付条件

- (1) 第8条の規定に基づき申請された内容を変更（条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合には、速やかに変更交付申請書（第4号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、申請する戸数を増加する場合については、増加する戸数について、第8条の規定に基づく交付申請を行うこと。
- (2) 条例第11条第1項第2号の規定により支援事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。
- (3) 支援事業等が当該年度内に完了しないとき、又は事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) この支援金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(7) 上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に返還させることがある。

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金変更交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名
	担当者
	電話番号 — —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により、高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金の交付申請について、以下のとおり変更します。

変更前	変更後

(添付資料) その他必要な資料

第5号様式（第11条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金変更交付決定通知書

様

京 都 市 長
(担当：)

年 月 日付けで変更交付申請がありました高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 ☐交付 ☐不交付（理由 ）
2 交付予定額 金 円
（変更前） 金 円

3 支払条件

4 交付条件

- (1) 第8条の規定に基づき申請された内容を変更（条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合には、速やかに変更交付申請書（第4号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、申請する戸数を増加する場合については、増加する戸数について、第8条の規定に基づく交付申請を行うこと。
- (2) 条例第11条第1項第2号の規定により支援事業等中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。
- (3) 支援事業等が当該年度内に完了しないとき、又は事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) この支援金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (7) 上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に返還させることがある。

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 6 号様式（第 1 2 条第 1 項関係）

高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名
	担当者
	電話番号 — —

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、支援金の交付を申請します。	
事 業 所 名 称	
事 業 所 種 別	
事 業 所 所 在 地	
担 い 手 向 け 住 宅 の 確 保 数	
費 用 の 総 額	
交 付 申 請 額	
介 護 従 事 者 に よ る 入 居 日 (予 定 含 む 。)	
介 護 従 事 者 の 採 用 日 (内 示 日)	

第 7 号様式（第 1 2 条第 1 項関係）

高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援事業実施概要及び収支決算書

1 採用に係る実施概要

従事事業所①	(事業所名)
	(住所)
	(採用数) 人
	(採用予定時期) 月 日
従事事業所②	(事業所名)
	(住所)
	(採用数) 人
	(採用予定時期) 月 日
従事事業所③	(事業所名)
	(住所)
	(採用数) 人
	(採用予定時期) 月 日
採用実績	4 月
	5 月
	6 月
	7 月
	8 月
	9 月
	10 月
	11 月
	12 月
	1 月
	2 月
	3 月

2 担い手向け住宅

担い手向け住宅①	(場 所)
	(戸 数) 戸
	(賃 料) 円
	(介 護 従 事 者 負 担 額) 円
	(法人で購入の家具・家電等)
担い手向け住宅②	(場 所)
	(戸 数) 戸
	(賃 料) 円
	(介 護 従 事 者 負 担 額) 円
	(法人で購入の家具・家電等)

3 収支決算書（住宅の確保に関する費用）

収入		支出	
法人負担額	円	礼金	円
本市支援金額	円	仲介手数料	円
介護従事者負担額	円	リノベーション工事費	円
その他	円	その他	円
収入合計	円	支出合計	円

第 8 号様式（第 1 2 条第 3 項関係）

雇用証明書（雇用予定証明書）

(フリガナ) 氏 名	()
生 年 月 日	年 月 日
勤務先事業所	
雇用開始年月日	年 月 日
職 種	
月の勤務日数	日
勤 務 時 間	時 分～ 時 分
その他特記事項	

上記の者は、記載のとおり雇用又は雇用予定であることを証明します。

年 月 日

法人名又は施設名
代表者
連絡先

卒業（見込み）申出書

(フリガナ) 氏 名	()
生 年 月 日	年 月 日
大学名・短期大学名 専門学校名・高校名	
学 部 等	
卒業の日付（見込み含む。）	令和 年 月 日
職 種	
月 の 勤 務 日 数	日
勤 務 時 間	時 分～ 時 分
そ の 他 特 記 事 項	

以上のとおり、大学等を卒業済み（見込み）であることを申し出ます。

年 月 日

職員氏名

第10号様式（第13条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付額確定通知書

様

京 都 市 長
(担当 :)

年 月 日京都市指令第 号により、(交付決定・変更承認)した高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金について、年 月 日付で提出された実績報告に基づき、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

交付額 金 円

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。